

第 6 章

社会・労働政策

柏木 健一

はじめに

本章の目的は、エジプトにおける社会政策および労働政策の概要を説明し、これらの政策に関する今後の課題を導き出すことにある。一般に社会政策は、労働政策だけでなく、広義には住宅政策、保健・医療政策、狭義の社会福祉事業も範囲の内に入れた福祉政策や社会保障政策をも包含するものである（平田・佐口 [1991: 3-4]）。ただし、エジプトにおいては、社会問題を所轄する省庁とは別途に労働力・移民省が設置されているため、本章では、社会政策と労働政策を分けて議論することにする⁽¹⁾。

エジプトにおける社会政策および労働政策は、ムハンマド・アリー王朝時代に端を発し、その後の1952年の7月革命を経た社会主義時代に整えられ、門戸開放政策期に拡張された。これらの政策は、社会的公正を重視し、社会正義の実現をめざすものであった。とくに、政府による雇用保証政策や賃金政策は国民の雇用と所得を安定させるものであり、また、補助金政策は国民に安価で生活基礎物資を供給するものであった。これらの政策は、今日も国内の低所得者層を保護する装置として機能している。ただし、ソーシャル・セーフティネットの整備は十分とはいえず、近年の社会保障に関する意識の高まりから、統一労働法の導入、社会開発基金（Social Fund for Development: SFD）の設立、社会保険制度の拡充なども実施さ

れているが、さらなる制度の改革に迫られている。

以下、第1節では、エジプトにおける社会政策について説明する。また、労働政策については第2節で説明する。第3節では、これらの政策の問題点を国家財政と労働市場の側面から分析する。第4節では政府による政策対応を分析し、エジプトの社会政策および労働政策に関する今後の課題を明らかにする。

第1節 社会政策

エジプトにおける代表的な社会政策は、社会保険制度と補助金政策であり、いずれも比較的古くから制度化されているものである。これに対して、1990年代初頭に導入されたものに社会開発基金がある。同基金は、経済改革にともなう痛みを緩和するために設立されたものであり、アジア通貨危機発生以降ソーシャル・セーフティネット構築の必要性が高まっていることを反映して、近年注目されている。

1. 社会保険制度

エジプトにおける社会保障制度の歴史は比較的古い。社会問題省が設立されたのは1939年であり、社会保険省の設立は1973年であった⁽²⁾。また、公的扶助（生活保護）法が最初に確立されたのは1950年であった。一方、公務員の健康保険制度である法律第75号が制定され、健康保険を所掌する健康保険機関(Health Insurance Organization)が大統領令1209号によって設立されたのは、1964年であった。

現行の社会保険制度は、1964年法律第71号（特別年金と補償）、1975年法律第79号（社会保険法）、1976年法律第108号（民間対象の社会保険法）、1978年法律第50号（外国移民労働者を対象とする社会保険法）および1980年法律第93号（法律第79号の改定）が基礎となって各種保険制度を規定している。制度の根幹である法律第79号（1975年9月1日

発効)によれば、社会保険の種類としては、医療保険、高齢者・障害者保険、生命保険、労災保険、失業保険および年金保険がある⁽³⁾。

現在の所掌官庁に関しては、2005年12月末の第2次ナズィーフ内閣発足時に、社会問題・保険省 (Ministry of Insurance and Social Affairs) の保険部局が財務省に併合され、税金と社会保険は一元化して管轄されることになった。一方、社会問題・保険省の社会問題担当部局は、補助金付物資の供給 (配給) を管轄する供給省と統合され、社会連帯省 (Ministry of Social Solidarity) となった。なお、供給省は社会連帯省の発足によって廃止された。

現制度では、保険料は雇用者が3分の2を被雇用者が3分の1を負担する。また、分担率は基本給の36%、その他諸手当の31%である (ERF and IM [2004:169-170])。なお、社会保険のほかに社会補助も受けられる。2003/04年度において、年金を含む社会保険には222万人が加入しており、同制度の裨益者は520万人に上った (CAPMAS [2005:233])。ただし、おもな被保険者は公務員と国営企業就業者であるため、労働人口の多くを占める農村労働者やインフォーマル部門就業者に対する保険制度の普及は遅れている。また、伝統的に労働組合活動の力が弱かったため、労働者の権利として社会保障制度を整備することは遅れていたものと思われる⁽⁴⁾。

一方、健康保険制度に関しては、上記の法律第75号が制度を定めており、健康保険機関が所掌機関である。保険料は、被雇用者が給与の0.5%から1%を、雇用主が1.5%から3.0%を負担する。また、年金生活者の保険料は年金収入の1.0%、寡婦のそれは夫の遺族年金の2.0%に相当する額であり、学童の保険料は年間4エジプト・ポンド (以下、LE)、新生児のそれは年間5LEである。健康保険制度の対象は、公務員 (1975年法律第32号)、公共・民間企業就業者、年金生活者および寡婦 (1975年法律第79号)、学童 (1992年法律第99号)、そして新生児 (1997年保険省令第380号) と、新制度が定められるごとに拡大されていった。

健康保険機関設立当初の被保険者は4万人ほどであったが、2003年の時点で約3480万人になり、総人口の約50%をカバーした。なお、健康保険制度は、フォーマル部門就業者に対する強制加入制度として運用されて

いる。同機関の財源は、被保険者による負担やたばこ税であるが、被保険者の増加にともなって財政状況は厳しくなっている。

2. 補助金政策

補助金政策とは、国民にパン、小麦、米、トウモロコシ、砂糖、紅茶、豆、パスタ（マカロニ）、食用油、ガソリン、ブタンガスなどの生活基礎物資を安価で供給するために、補助金を供与するものである。補助金制度の歴史は古く、1941年に全国民を対象として導入された物資割当に由来する。

補助金は、直接補助金と間接補助金に大別される。前者は、パン、小麦などの補助対象物資を政府が一括して国内生産者から市場価格で購入し、低価格で配給あるいは販売するものである。この場合、購入価格と販売価格の差額が補助金として支出される。後者は、国営企業が産出するエネルギー、電気、石油製品などを市場価格よりも低い価格で提供する際に生じるものである。つまり、市場価格で販売した場合と実際に提供する価格との差額が補助金額に相当し、歳入から暗黙裡に差し引かれているものである。

補助金政策は、生活基礎物資を安価で供給することを保障することによって、社会の安定化に資するものである。同政策が国家財政を逼迫させることから、IMFは度々補助金の削減を勧告してきたが、1977年1月に補助金削減による上級小麦と上級のパン、米、ガソリンなどの値上げに対して全国で暴動が起こったこともあり、補助金改革に対する国民の抵抗は強い。その後、大胆な削減策は実施されていないが、対象品目の削減、配給カードの新規発行停止などの漸進的な削減策が実施されている。エジプトにおける補助金政策は財政悪化をもたらす一因であるが、低所得者層の生活を支えるセーフティネットの機能を果たしているといえる。

3. 社会開発基金

社会開発基金（SFD）は、1991年の経済改革・構造調整プログラム導

入時に改革によって生じる社会的コストを抑えるために設立されたソーシャル・セーフティネットである。社会開発基金は、以下4つの事業を展開している。第1は、「小企業開発組織 (Small Enterprise Development Organization: SEDO)」によるプログラムであり、技術支援、助言・相談、訓練および資金のパッケージを提供することによって、小規模・極小規模企業における雇用創出を図るものである。第2は、若年層へ就業機会を提供する「公共労働プログラム (Public Works Program: PWP)」である。第3は、NGOとの協力によって、共同体レベルでの保健、教育などのサービスの質の向上を図るために小額貸付や技能開発事業を実施する「共同体開発プログラム (Community Development Program: CDP)」である。第4は、「人的資源開発プログラム (Human Resources Development Program: HRDP)」であり、国営企業就業者の再訓練による転職支援や若年労働者の訓練による就職支援を実施している⁽⁵⁾。

社会開発基金の事業予算の約50%は、小企業開発組織による諸事業に配分されている⁽⁶⁾。また、その事業実施に関連して、2004年に中小企業法 (法律第141号) が成立された⁽⁷⁾。社会開発基金の実績報告によれば、同事業の実施によって、1992年から2000年にかけて年間平均して5万6000人、2001年には11万2000人、2002年には6万5000人の雇用が創出された⁽⁸⁾。社会開発基金は、エジプト政府、世界銀行、欧州開発銀行、アラブ経済・社会開発基金などの出資によって運営されており、日本の円借款による支援も受けていた。

第2節 労働政策

エジプトにおける代表的な労働政策は、政府・公共部門における雇用保証政策と賃金政策である。雇用保証政策は社会主義時代に制度が整えられたものであり、比較的歴史が古い。これに対して、統一労働法は近年導入されたものであり、国際的基準に即して労働規則を整備するものである。一方、外国への移民送り出し促進政策および現ナズィーフ政権の経済政策

の目玉である「投資促進による雇用創出」も悪化する国内雇用問題に対処しようとするものであるため、労働政策に含まれるとする。本節では、これらの政策の概要を説明することにする。

1. 雇用保証政策

雇用保証政策とは、政府が高校や大学、専門学校卒業者を公務員や国営企業就業者として雇用することを保証する政策である。本章では、「学校卒業者雇用保証 (Employment Guarantee for Graduate) 政策」と呼ぶことにする。同政策は、1961/62年度の国有化(国家の社会主義化)運動の一環として開始され、1973年法律85号によって制度化されたものである (Assaad [1997: 86-87])。

学校卒業者雇用保証政策は、政府が職を提供することによって、エジプトの雇用創出の根幹をなしてきた。ただし、同政策の実施によって公務員と国営企業就業者の数は増加の一途を辿ってきた。Assaad [1997: 91-92]によれば、1981年に全就業者の19.9%であった政府・公共部門就業者の比率は、95年に25.9%に上昇した。また、エジプト中央銀行の統計によれば、2002/03年度における公務員数は530万人に上り、全就業者の29.1%を占めた (CBE [2006: 119-120])。公共部門改革や民営化が実施された時期にも公務員数は増加しつづけており、雇用保証政策は大きな政府を維持することにつながった。なお、同政策は、2004年7月のナズィーフ内閣発足時に凍結されたが、過去40年間以上にわたって失業対策として社会の安定に寄与してきた。

2. 賃金政策

エジプトでは、物価上昇年率に応じて公務員と国営企業就業者の基本給を毎年一定比率底上げする賃金政策が実施されている。同政策実施において基準となる基本給は、1978年法律第47号および第48号を改定した1980年法律第136号が規定しており、これらを根拠にして、基本給の増

加年率や最低賃金率，生活費補助額が定められている⁽⁹⁾。国営企業については，1978年から人員配置に関する裁量が与えられ，1987年には雇用と賃金の決定に関する権限が付与されたため，国営企業は公務員とは別途賃金と雇用を定めてきた（Assaad [1997：87-88]，ERF and IM [2004：170-172]）。

公務員および国営企業就業者に対する賃金政策の実施例を表1に示している。1980年代終わりから90年代初めにかけて，毎年15%から20%の基本給底上げが実施された。その後2000年代初めにかけては，インフレの低下を反映して，基本給の底上げは年率10%で維持された。上述のとおり国営企業には賃金決定の裁量が与えられるようになり，1992年法律第29号の適用以降，基本給底上げの対象は公務員のみとなった。

表1 公務員および国営企業就業者に対する賃金政策

| | 賃金政策 | 対象 | 法律 |
|-----------|-----------------------|----------------|---|
| 1983～84 | 60LEの昇給 ¹⁾ | 公務員 国営企業就業者 | 1983年法律31号 1984年法律53号 |
| 1987 | 基本給の20%増加 | 公務員 国営企業就業者 | 1987年法律第101号 |
| 1988～91 | 基本給の15%増加 | 公務員 国営企業就業者 | 1988年法律第49号 1989年法律第123号 1990年法律第13号 1991年法律第13号 |
| 1992 | 基本給の20%増加 | 公務員 | 1992年法律第29号 |
| 1993～2004 | 基本給の10%増加 | 公務員 | 1993年法律第174号 1994年法律第203号 1995年法律第23号 1996年法律第85号 1997年法律第82号 1998年法律第90号 1999年法律第19号 2000年法律第84号 2001年法律第18号 2002年法律第149号 2003年法律第89号 2004年法律第86号 |
| 2005 | 基本給の20%増加 | 公務員 | 2005年法律第92号 |

(注1) LEは，エジプト・ポンドを示す。

(出所) The Middle East Library for Economic Services, *The Group of Laws and Decrees on Increase & Increments in Wages & Salaries*, December 2004 および The Middle East Library for Economic Services, "Law No.92 of the Year 2005, Granting a Special Raise to the Civil Servants of the State", 2005より筆者作成。

この賃金政策は、物価上昇によって国民の生活水準が低下するのを防ぐものであり、雇用保証政策とあわせて公務員の生活を保護するものである。その実施例はエジプトに限ったものではないが、エジプトでは公務員数が就業人口の25%をも占めるために、その人件費が大幅な財政負担となっている。

3. 統一労働法

2003年に法律第12号として制定された「統一労働法（Unified Labor Law）」は、国際的基準に即して労働規則を整備しようとするものである。同法は、労使関係の安定化と被雇用者の権利の保護を目的に旧労働法（1981年法律第137号）を改正したものである（Ministry of Finance [2004 : 168]）。同法では、正当な理由による被雇用者の解雇、（平和的な）ストライキの許可、基本給の最低上昇年率の設定、安全基準の設定、職業訓練プログラム実施の義務化などが規定されている⁽¹⁰⁾。

また、統一労働法は、計画大臣を議長とし、労使双方の代表者から構成される国家賃金評議会（National Council for Wages）の設置を定めている。同評議会には、賃金と物価のバランスを配慮しつつ基本給の最低上昇年率（社会保険負担料を含む基本給の7%以上の上昇）を定める権限が付託されている。また、統一労働法およびその実施規則の施行によって、労使間の合意事項として、2005年7月に公務員に適用された20%の基本給増が民間フォーマル企業就業者にも適用されることになった⁽¹¹⁾。

統一労働法導入に先立つ2002年には、法律第156号によって「緊急救済基金（Emergency Relief Fund）」の設置が定められた。同基金は、事業所の一部あるいは全部の倒産や解雇によって所得源を失った労働者を緊急に救済するものである。その財源は、民間・公共部門就業者による基本給の1%負担、援助、寄付金などである。

緊急救済基金の設置を含めて統一労働法の制定は、市場メカニズムに沿った枠組みで被雇用者を支援し、彼らの権利の強化を企図するものである（ERF and IM [2004 : 170], Ministry of Finance [2004 : 168]）。この

点で、同労働法の施行はILOが提唱するソーシャル・セーフティネットの導入と位置づけることができよう⁽¹²⁾。その半面、同法の制定によって、労使間の雇用契約の解除が容易になり、雇用者側も正当な理由があれば被雇用者を解雇することが容易になった(ERF and IM [2004:168-169])。つまり、統一労働法の施行が雇用契約の不安定性を高める要因となった側面も指摘しておきたい。

4. 投資促進による雇用創出政策

2004年7月に発足したナズィーフ内閣は、「投資促進による雇用創出(Employment through Investment)」を掲げ、悪化する国内の雇用問題の改善を外資誘致に求めている。その目標は、外国企業からの直接投資を積極的に誘致することによって、年間75万人の雇用を生み出すことである⁽¹³⁾。同スローガンの下で実施される諸政策は、国内投資環境の整備・改善に力点を置いており、公共事業拡大といった財政出動による失業対策や雇用安定化プログラムとは異なり、政府の大幅な財政支出をとまなわない点が指摘できる。

具体的には、第1に、2004年の政権発足時に、大統領令第231号の公布によって国営企業省を吸収して投資省が新設され、モヘッディーン投資大臣が任命された。また、投資管理機関として外資流入を抑制していたといわれる投資フリーゾーン庁(General Authority for Free Zone and Investment)も投資誘致機関として機能するよう刷新された。第2に、2004年に通関、納税手続きなどを集約・合理化するシステムである「ワンストップ・ショップ」が導入された。第3に、同年9月に関税率が平均して14.6%から9.1%へ引き下げられ(関税率をそれぞれ、原材料2%、燃料5%、中間財12%、非耐久消費財22%、半耐久消費財32%および耐久消費財40%に引き下げる)、輸入時に生じるサービス料金と加重料金が廃止された(Genena [2004:1-2])。第4に、2005年6月に統一所得税法(2005年法律第91号)が施行され、法人所得税率が32%から20%に引き下げられた⁽¹⁴⁾。

これらの改革は、外資導入にかかわる法整備とあわせて、投資に有効な環境を創り出すものであった⁽¹⁵⁾。その効果もあって、近年対内直接投資額は飛躍的に上昇しており、外資誘致には一定の成果があった。ただし、エジプト中央統計動員局によれば、失業率は2006年6月の時点で10.9%に上っており、依然として低下する兆しはみえてこない⁽¹⁶⁾。直接投資誘致を雇用創出にいかにつなげるかが重要な課題とされている。

5. 移民送り出し促進政策

エジプトでは国内労働人口の約10%が外国に居住あるいは出稼ぎをしており⁽¹⁷⁾、政府も移民の送り出しを政策的に支援している。エジプトの移民は、外国籍を取得し受け入れ先の国に永住するタイプと、短期の出稼ぎに行くタイプに大別できる。前者は、米国、カナダ、オーストラリア、欧州などへの移住であり、移住者数は2000年の時点で82万人であった。これに対して、サウジアラビア、クウェート、リビア、UAE、イラクなどの産油国やヨルダン、イエメンなどの非産油国に、平均して5年間ほど出稼ぎに行く労働者がおり、2001年の調査でその数は191万人に上った⁽¹⁸⁾。

エジプトでは、1971年に制定された憲法第52条によって国民の外国への出稼ぎや外国居住の権利が認められている。それに加えて、1981年に大統領令第574号によって移民省が設置され、1983年に法律第111号「移民と外国居住のエジプト人支援に関する法律」が施行され、移民を促進するための法的枠組が整えられている。移民問題に関する所掌官庁は、労働力・移民省の移民担当部、外務省移民行政局および内務省である⁽¹⁹⁾。

移民の送り出しは、国内の就業機会不足に活路を見出す政策であった。一方で、移民は多額の外貨送金収入をもたらす、経常収支の黒字化に寄与することで、通貨の安定に貢献している⁽²⁰⁾。エジプト政府は、外国にエジプト人を送り出すことが長期的に国内経済にプラスの影響をもたらすと考え、移民の送り出しを促進している。この移民送り出し促進政策では、不法移民の防止が課題とされており、合法的に移民するための手続きの支援や受け入れ先の就業機会の情報提供などが実施されている。また、アラ

ブ人学校の設置、アラビア語教師の派遣など、受け入れ国において移民を支援する政策も実施されている。

第3節 社会・労働政策の問題点

第1節および2節で説明したように、エジプトで実施された社会政策および労働政策は、社会主義時代に整えられたものが多く、社会的公正を重視するものであった。なかでも、補助金政策、雇用保証政策および賃金政策は、国民に安価で生活基礎物資の供給を可能にし、雇用や所得を提供することによって、国内の低所得者層を保護する施策であった。しかし、以下分析するように、これらの施策は政府活動の肥大化による歳出増ひいては国家財政の硬直化をもたらすものであった。また、大幅な財政支出をともなつての政策実施にかかわらず、農業やインフォーマル部門に雇用が滞留することになり、実質賃金水準に大きな改善はみられなかった。本節では、エジプトで実施された社会・労働政策の帰結とその問題点を述べることにする。

1. 政府雇用の肥大化

学校卒業者雇用保証政策の実施は、公務員数の増加をもたらし政府部門を肥大化させることになった。表2に示した産業部門別就業者数の推移をみれば、エジプトが大きな政府を抱えていることが明らかである。エジプトでは、政府サービス業が農業に次ぐ国内第2番目の雇用吸収先であり、その雇用吸収速度は他の部門と比べて最大である。2004/05年度において政府サービス業の就業者数は477万人に上り、その比率は全体の25%を占めた。また、1999/2000年度から2004/05年度にかけて、農業では平均して年間6.3万人就業者数が増加したのに対し、政府サービス業では17.4万人も増加した。つまり、政府の雇用増は農業の2倍以上であった。Assaad [1997: 89-93]によれば、1980年代半ばにも政府雇用はすでに飽

表2 産業部門別就業者数の推移

| | 1999/2000 | 2000/01 | 2001/02 | 2002/03 | 2003/04 | 2004/05 | 1999/2000 ～2004/05 平均値 |
|---------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------------|
| 農業・灌漑・漁業 | 498.5 | 506.9 | 511.9 | 515.3 | 520.6 | 528.2 | |
| 構成比率 (%) | (28.6) | (28.2) | (28.5) | (28.3) | (27.9) | (27.6) | |
| 年間増加数 | 8.1 | 8.4 | 5.0 | 3.4 | 5.3 | 7.6 | 6.3 |
| 製造業・鉱業 | 241.2 | 253.3 | 240.5 | 221.6 | 233.8 | 241.7 | |
| 構成比率 (%) | (13.8) | (14.1) | (13.4) | (12.2) | (12.5) | (12.6) | |
| 年間増加数 | 11.5 | 12.1 | △ 12.8 | △ 18.9 | 12.2 | 7.9 | 2.0 |
| 石油・石油製品業 | 4.9 | 5.3 | 5.8 | 6.4 | 6.4 | 7.0 | |
| 構成比率 (%) | (0.3) | (0.3) | (0.3) | (0.4) | (0.3) | (0.4) | |
| 年間増加数 | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.0 | 0.6 | 0.4 |
| 建設業 | 137.7 | 146.1 | 148.4 | 143.5 | 144.9 | 149.5 | |
| 構成比率 (%) | (7.9) | (8.1) | (8.3) | (7.9) | (7.8) | (7.8) | |
| 年間増加数 | 8.2 | 8.4 | 2.3 | △ 4.9 | 1.4 | 4.6 | 3.3 |
| 電気 | 13.1 | 13.4 | 13.6 | 25.5 | 25.9 | 26.8 | |
| 構成比率 (%) | (0.8) | (0.7) | (0.8) | (1.4) | (1.4) | (1.4) | |
| 年間増加数 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 11.9 | 0.4 | 0.9 | 2.3 |
| 運輸・通信・スエズ運河 | 78.9 | 82.1 | 82.9 | 85.5 | 88.8 | 91.0 | |
| 構成比率 (%) | (4.5) | (4.6) | (4.6) | (4.7) | (4.8) | (4.8) | |
| 年間増加数 | 2.9 | 3.2 | 0.8 | 2.6 | 3.3 | 2.2 | 2.5 |
| 貿易・金融・保険業 | 188.8 | 196.7 | 195.0 | 173.7 | 183.8 | 189.2 | |
| 構成比率 (%) | (10.8) | (10.9) | (10.9) | (9.6) | (9.9) | (9.9) | |
| 年間増加数 | 7.2 | 7.9 | △ 1.7 | △ 21.3 | 10.1 | 5.4 | 1.3 |
| 観光・ホテル・レストラン業 | 15.0 | 15.5 | 15.0 | 15.5 | 25.3 | 26.9 | |
| 構成比率 (%) | (0.9) | (0.9) | (0.8) | (0.9) | (1.4) | (1.4) | |
| 年間増加数 | 0.3 | 0.5 | △ 0.5 | 0.5 | 9.8 | 1.6 | 2.0 |
| 不動産業 | 23.1 | 23.6 | 24.2 | 24.9 | 63.0 | 65.1 | |
| 構成比率 (%) | (1.3) | (1.3) | (1.3) | (1.4) | (3.4) | (3.4) | |
| 年間増加数 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 38.1 | 2.1 | 7.1 |
| 対社会・個人サービス業 | 159.1 | 165.8 | 157.0 | 149.7 | 105.1 | 109.2 | |
| 構成比率 (%) | (9.1) | (9.2) | (8.7) | (8.2) | (5.6) | (5.7) | |
| 年間増加数 | 6.3 | 6.7 | △ 8.8 | △ 7.3 | △ 44.6 | 4.1 | △ 7.3 |
| 政府サービス業 | 383.1 | 389.7 | 400.7 | 456.3 | 468.3 | 477.0 | |
| 構成比率 (%) | (22.0) | (21.7) | (22.3) | (25.1) | (25.1) | (25.0) | |
| 年間増加数 | 10.5 | 6.6 | 11.0 | 55.6 | 12.0 | 8.7 | 17.4 |
| 計 | 1,743.4 | 1,798.4 | 1,795.0 | 1,817.9 | 1,865.9 | 1,911.6 | |
| 構成比率 (%) | (100) | (100) | (100) | (100) | (100) | (100) | |
| 年間増加数 | 56.0 | 55.0 | △ 3.4 | 22.9 | 48.0 | 45.7 | 37.4 |

(注) 就業者数および就業者の年間増加数の単位は万人である。
2004/05の値は推計値を示す。

(出所) National Bank of Egypt, *Economic Bulletin*, Vol.56, No.1, 2003 および National Bank of Egypt, *Economic Bulletin*, Vol.59, No.1, 2006 より筆者作成。

和状態にあったが、政府・公共部門の就業者比率は1984年から95年にかけて32.2%から34.9%に上昇した。

このように政府雇用は肥大化していったが、ナズィーフ政権発足時に公務員の新規雇用は凍結された。また、公務員の早期退職制度も導入され、公務員数を順次削減していくことが検討されている。なお、学校教師の任用については、教育省に人員配置に関して裁量が与えられており、雇用保証政策とは別途に新規採用が継続されている。

一方、国営企業も雇用保証の受け皿として就業者を拡大させてきたが、1991年法律第203号によって財務と人事が政府から切り離され、民営化の対象が特定された。エジプト財務省の統計によれば、1991年から2006年3月にかけて民営化された企業数は計296件、売却総額は378.2億LEに上った（Ministry of Finance [2006a : 57]）。また、中銀の統計によれば、民営化によって1992/93年度から2002/03年度にかけて国営企業就業者数は130万人から90万人に減少し、就業者全体に占める比率は9.3%から4.9%に低下した（CBE [2006 : 119-120]）。この就業者数の減少から推計するに、年間4万人ほど国営企業就業者が削減された。ただし、同期間に完全失業者数は、250万人から300万人に増加した（CBE [2006 : 119-120]）。国営企業の民営化は政府雇用の肥大化にブレーキをかけるものであったが、その雇用減を民間が補うのは容易ではない。

2. 国家財政の硬直化

政府雇用の肥大化は、人件費の支出を増加させ、国家財政を長期的に圧迫するものであった。また、年率約2%で増加する人口に対して生活基礎物資を安価で供給するための補助金支出も財政逼迫の主因のひとつであった。これらの支出は、財政赤字を慢性化させ、ひいては国家財政を硬直化させるものであった。

表3には、2001/02年度から2004/05年度における国家財政の推移を示している。エジプトの国家財政の硬直化は、以下のように素描できる。第1に、人件費の支払いが経常支出の30.0%以上を占めてきた。2001/02年

表3 国家財政の推移

| | 2001/02 | 2002/03 | 2003/04 | 2004/05 | 2001/02～ 2004/05 平均成長年 率(%) |
|---------------|---------|---------|---------|---------|--------------------------------------|
| I. 総歳入および贈与 | 78,968 | 86,484 | 99,665 | 108,652 | 10.6 |
| 1. 総歳入 | 75,255 | 83,530 | 96,253 | 105,695 | 11.3 |
| 經常収入 | 74,060 | 81,449 | 93,601 | 102,916 | 11.0 |
| ・ 税金 | 51,726 | 57,486 | 64,793 | 73,146 | 11.5 |
| ・ 非税収入 | 22,334 | 23,963 | 28,808 | 29,770 | 9.6 |
| 資本収入 | 1,195 | 2,081 | 2,652 | 2,779 | 28.1 |
| 2. 贈与 | 3,713 | 2,954 | 3,412 | 2,957 | Δ 7.6 |
| II. 総歳出および純貸借 | 101,153 | 111,913 | 128,324 | 158,475 | 15.0 |
| 1. 総歳出 | 100,739 | 111,786 | 127,511 | 157,384 | 14.9 |
| 經常支出 | 85,472 | 95,226 | 109,189 | 137,195 | 15.8 |
| (84.8) | (85.2) | (85.6) | (87.2) | | |
| ・ 人件費 | 28,238 | 31,549 | 35,950 | 41,189 | 12.6 |
| (33.0) | (33.1) | (32.9) | (30.0) | | |
| ・ 国防費 | 10,218 | 11,215 | 12,400 | 14,592 | 11.9 |
| (12.0) | (11.8) | (11.4) | (10.6) | | |
| ・ 債務利払い | 22,903 | 26,849 | 31,706 | 32,783 | 12.0 |
| (26.8) | (28.2) | (26.3) | (23.9) | | |
| 国内債務 | 20,570 | 24,498 | 28,740 | 29,782 | 12.3 |
| (24.1) | (25.7) | (25.9) | (21.7) | | |
| 対外債務 | 2,333 | 2,351 | 2,966 | 3,001 | 8.4 |
| (2.7) | (2.7) | (2.7) | (2.2) | | |
| ・ その他 | 24,113 | 25,613 | 29,133 | 48,631 | 23.4 |
| (28.2) | (28.2) | (26.7) | (35.4) | | |
| ・ 補助金 | 5,949 | 6,936 | 9,347 | 13,764 | 28.0 |
| (7.0) | (7.0) | (8.6) | (10.0) | | |
| ・ 年金 | 9,541 | 10,172 | 11,002 | 13,185 | 10.8 |
| (11.2) | (11.1) | (10.1) | (9.6) | | |
| ・ その他 | 8,623 | 8,505 | 8,784 | 21,682 | 30.7 |
| (10.1) | (10.1) | (8.0) | (15.8) | | |
| 資本支出 | 15,267 | 16,560 | 18,322 | 20,189 | 9.3 |
| (15.2) | (14.8) | (14.4) | (12.8) | | |
| 2. 純貸借 | 414 | 127 | 813 | 1,091 | 32.3 |
| III. 財政赤字額 | 22,185 | 25,429 | 28,659 | 49,823 | 27.0 |

(注) 単位は百万エジプト・ポンドである。

經常支出および資本支出のかっこ内は、総歳出に占める比率を示す。

經常支出の内訳のかっこ内は、經常支出に占める比率を示す。

(出所) Ministry of Finance, *Egyptian Economic Monitor*, Volume 1, No.2, December 2004,
Ministry of Finance, *Egyptian Economic Monitor*, Volume II, No.1, September
2005 および Ministry of Finance, *Egyptian Economic Monitor*, Volume II, No.4,
June 2006 より筆者作成。

度から2004/05年度にかけて、人件費は282億LEから412億LEに増加し、その増加率は平均して年率12.6%であった。また、国の借金を返済するための国内債務利払いも増加しつづけ、2004/05年度に経常支出の23.9%を占めた。この債務利払いも人件費や補助金の支出拡大によって生じたものである。一方、補助金支出も年々財政を圧迫し、2004/05年度には経常支出の10.0%に達した。その結果、2001/02年度から2004/05年度にかけて財政赤字は年率27.0%の速度で増加し、04/05年度の財政赤字額は498億LEに上った。中銀によれば、国内債務残高は2006年3月の時点で5246億LE、GDPの83.4%にも達した（CBE [2006: 111-112]）。

人件費は、国防費や債務利払いと比較しても最大の支出項目である。公務員の新規雇用は停止されているが、人員と人件費の削減は困難であることは想像に難くない。また、人件費、補助金および国内債務利払いの3つで、経常支出の約65%もが支出されており、雇用保証政策や補助金政策を継続するには、財政上の大きな制約がある。

これに対して、経常支出に占める資本支出の比率は年々低下傾向にあり、2001/02年度から2004/05年度にかけて15.2%から12.8%に低下した。これは、上記の3大支出によって国家財政が硬直化しているために、政策経費の支出には大きな制約があることを示している。事実、国内総固定資本形成の対GDP比率は、1988年には32.7%であったが、2004年には16.5%に低下した⁽²¹⁾。資本蓄積の減退によって技術進歩が停滞し、経済成長が長期的に減速する可能性は否定できない⁽²²⁾。

3. 農業部門への労働力滞留とインフォーマル部門の肥大化

湾岸産油国への出稼ぎは近年でも比較的盛んに行われているが、国内の雇用問題の悪化を解決できるものではなかった⁽²³⁾。というのも、政府・公共部門の雇用吸収力は飽和状態になったが、民間の雇用成長も限定的であったからである。また、公務員の新規雇用が再開される兆しは今のところみられない。

湾岸産油国の労働市場や政府・公共部門が以前ほど雇用吸収力をもち得

なかったため、農村・農業部門に雇用が滞留することになった。1986年から2003年における都市人口比率をみると、全体では44.0%から42.5%に、上エジプトでは31.7%から30.8%に低下しており、上エジプトの多くの県で農村人口比率が上昇した。また、都市県であるカイロ、アレキサンドリアおよびポートサードでは、1996年から2003年において都市人口増加率が全人口増加率を下回っている⁽²⁴⁾。一方、表2に示した産業部門別就業者数の推移によると、農業の就業者数が毎年平均して6.3万人で成長しており、製造業・鉱業のそれを大きく上回った。

また、農村・農業部門に加えて、インフォーマル部門にも雇用が滞留することになった。ILOの調査によれば、1976年には240万人と推計されたインフォーマル部門就業者数は、80年から85年にかけて240万人から290万人に、99年には480万人に膨れ上がった⁽²⁵⁾。表4には、1995年

表4 フォーマル部門およびインフォーマル部門における就業者数

| | 1995 | | 2003 | | |
|----|---------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | フォーマル部門 | インフォーマル部門 | フォーマル部門 | インフォーマル部門 | |
| 都市 | 男性 | 4,271 (77.4) | 1,247 (22.6) | 4,868 (78.5) | 1,333 (21.5) |
| | 女性 | 1,107 (93.1) | 82 (6.9) | 1,374 (92.5) | 111 (7.5) |
| | 計 | 5,378 (80.2) | 1,329 (19.8) | 6,243 (81.2) | 1,444 (18.8) |
| 農村 | 男性 | 2,592 (37.7) | 4,284 (62.3) | 3,602 (42.1) | 4,946 (57.9) |
| | 女性 | 432 (24.6) | 1,327 (75.4) | 641 (32.1) | 1,356 (67.9) |
| | 計 | 3,024 (35.0) | 5,612 (65.0) | 4,244 (40.2) | 6,303 (59.8) |
| 全体 | 男性 | 6,863 (55.4) | 5,532 (44.6) | 8,471 (57.4) | 6,280 (42.6) |
| | 女性 | 1,539 (52.2) | 1,409 (47.8) | 2,016 (57.9) | 1,467 (42.1) |
| | 計 | 8,402 (54.8) | 6,941 (45.2) | 10,487 (57.5) | 7,747 (42.5) |

(注) 単位は千人である。

かっこ内は、フォーマル部門・インフォーマル部門間の構成比率を示す(単位:%)。

(出所) Central Agency for Public Mobilization and Statistics (CAPMAS), Arab Republic of Egypt, *The Statistical Yearbook 2004*, June 2005 より筆者作成。

と2003年におけるフォーマル部門とインフォーマル部門の就業者数を示している。1995年に694.1万人であったインフォーマル部門就業者数は、2003年に774.7万人に膨れ上がった。また、全就業者の4割以上がインフォーマル部門で就業している。このようなインフォーマル部門の肥大化も、外国やフォーマル部門での雇用機会が限られていたために起こったといえよう。

4. 実質賃金水準の停滞

長らくつづいた学校卒業者雇用保証政策が失業を軽減させてきたことは事実であるが、政府・公共部門が限られた財政の中で雇用を拡大すれば、賃金水準が停滞するのは当然のことであった。実質賃金水準の低下傾向は、前節で述べた賃金政策が実施されても改善しなかった。また、雇用が滞留することになった農業部門やインフォーマル部門においても、実質賃金水準が停滞することは避けられなかった。

1982年から91年にかけてほとんどの産業で実質賃金率が低下した。国営企業の実質賃金率は平均年率5.4%で、民間フォーマル企業のそれは平均年率4.5%で低下した。また、1990年から95年においてもその傾向はつづき、国営企業の実質賃金率は平均年率0.6%、民間フォーマル企業のそれは平均年率2.8%で低下した（ERF and IM [2004: 163]）。この低下傾向から、雇用保証政策によって賃金率を低く抑えつつ雇用を拡大してきたのと同様に、民間企業でも雇用を多く、賃金を低くする方向で雇用調整を行ってきたことが示唆される。

表5に、産業部門別に公共部門および民間部門の実質賃金率の推移を示している。ここでの民間部門は、事業規模10人以上のフォーマル部門を示し、従業員10人未満の小規模事業所および事業所外の労働者の賃金データは含まれていない。まず、農林漁業の民間部門および対社会・個人サービス業の公共部門は、他部門と比べて実質賃金水準が低い。また、1991年から2003年にかけて、対社会・個人サービス業の公共部門における実質賃金率は平均して年率1.0%で低下した。これらのことは、農業と政府

表5 産業部門別公共・民間部門における実質賃金率の推移

| | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 1991～2003 平均成長率 (%) |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------------------------|
| 農林漁業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 168 | 158 | 173 | 163 | 148 | 165 | 160 | 206 | 200 | 210 | 185 | 207 | 201 | 1.5 |
| 民間部門 | 120 | 120 | 132 | 148 | 145 | 137 | 132 | 154 | 179 | 169 | 133 | 183 | 168 | 2.8 |
| 鉱業・採石業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 320 | 348 | 314 | 316 | 321 | 302 | 425 | 326 | 308 | 624 | 547 | 515 | 486 | 3.5 |
| 民間部門 | 756 | 756 | 753 | 723 | 514 | 650 | 573 | 749 | 766 | 965 | 797 | 586 | 716 | △0.4 |
| 製造業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 224 | 222 | 226 | 229 | 226 | 239 | 253 | 257 | 291 | 217 | 333 | 334 | 338 | 3.4 |
| 民間部門 | 216 | 204 | 201 | 209 | 183 | 178 | 201 | 193 | 202 | 203 | 232 | 237 | 223 | 0.3 |
| 電気・ガス・水道業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 228 | 165 | 220 | 186 | 176 | 206 | 181 | 215 | 216 | 264 | 305 | 341 | 393 | 4.5 |
| 民間部門 | 384 | 264 | 170 | 276 | 115 | 278 | 246 | 262 | 308 | 444 | 365 | 293 | 351 | △0.8 |
| 建設業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 240 | 218 | 264 | 247 | 223 | 234 | 183 | 144 | 231 | 387 | 319 | 328 | 355 | 3.3 |
| 民間部門 | 256 | 236 | 257 | 418 | 319 | 218 | 289 | 230 | 279 | 397 | 277 | 262 | 251 | △0.2 |
| 貿易・飲食業・ホテル業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 228 | 222 | 239 | 244 | 226 | 248 | 273 | 260 | 307 | 312 | 316 | 395 | 389 | 4.4 |
| 民間部門 | 244 | 197 | 210 | 192 | 193 | 191 | 227 | 200 | 213 | 251 | 240 | 238 | 240 | △0.1 |
| 運輸・倉庫・通信業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 216 | 215 | 298 | 241 | 221 | 260 | 217 | 324 | 264 | 278 | 390 | 403 | 406 | 5.3 |
| 民間部門 | 200 | 285 | 283 | 357 | 296 | 278 | 275 | 264 | 316 | 286 | 331 | 299 | 319 | 3.9 |
| 金融・不動産・保険業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 272 | 274 | 279 | 276 | 251 | 250 | 304 | 270 | 328 | 312 | 352 | 329 | 333 | 1.7 |
| 民間部門 | 604 | 605 | 628 | 610 | 584 | 538 | 704 | 603 | 747 | 656 | 697 | 707 | 776 | 2.1 |
| 対社会・個人サービス業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 188 | 137 | 170 | 180 | 153 | 144 | 147 | 160 | 208 | 199 | 151 | 189 | 166 | △1.0 |
| 民間部門 | 188 | 183 | 160 | 183 | 203 | 176 | 164 | 166 | 178 | 197 | 182 | 178 | 207 | 0.8 |
| 平均 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共部門 | 232 | 218 | 242 | 231 | 216 | 227 | 238 | 240 | 262 | 312 | 322 | 338 | 341 | 3.2 |
| 民間部門 | 330 | 317 | 310 | 346 | 284 | 294 | 312 | 313 | 354 | 396 | 361 | 332 | 361 | 0.8 |

(注) 実質賃金率は、消費者物価指数(1991=1)を用いて名目賃金率を実質化した値である。

(出所) Central Agency for Public Mobilization and Statistics(CAPMAS), Arab Republic of Egypt, *Wage, Employment and Hours of Work Bulletin October 1995, 1998*, Central Agency for Public Mobilization and Statistics(CAPMAS), Arab Republic of Egypt, *Wage, Employment and Hours of Work Bulletin October 1999, 2001*およびCentral Agency for Public Mobilization and Statistics(CAPMAS), Arab Republic of Egypt, *Wage, Employment and Hours of Work Bulletin October 2003, 2005*より筆者作成。

サービス業が過剰労働者の雇用吸収先となり、実質賃金水準の停滞が避けられなかったことを示している。

第4節 政府の政策対応

前節で述べた政府雇用の肥大化、国家財政の硬直化および実質賃金水準の停滞に対して、エジプト政府はどのような対策をとっているのか。本節では、政府の政策対応について述べることにする。また、過去数年間における社会政策と労働政策の実施実績を評価し、各政策における目標の実現可能性を検討することにする。

現在、エジプトにおける経済政策としては、社会経済開発長期ビジョン、第5次五カ年計画⁽²⁶⁾、ムバーラク大統領選挙公約（ムバーラク・プログラム）およびナズィーフ首相政策声明⁽²⁷⁾の4つが存在する。これらの政策では、社会サービスの向上が共通点として見出される。なお、ナズィーフ首相が「投資促進による雇用創出」政策で掲げた年間75万人の雇用創出目標は、第5次五カ年計画のなかですでに提示されていた。

今後2011年までの経済政策の方向性を展望するうえでは、2005年8月にエジプトの各県でムバーラク大統領が演説したムバーラク・プログラムが最も重要である。同プログラムの骨子は、工業近代化と農業開発、投資促進による雇用創出、低所得者層の保護および教育、保健、運輸、住宅などのサービス拡充である。なかでも、年間75万人の雇用創出、公務員の基本給増加（6年間で75%から100%引き上げ）、補助金供与の継続および教育・保健サービスの拡充がその目標として掲げられており、社会の安定化を重視し、政権の安定を図る姿勢がうかがえる。

ムバーラク・プログラム並びにそれを反映したナズィーフ首相政策表明では、いずれも雇用創出、低所得者層の保護および社会サービスの向上が重視されている。この点は、社会経済開発長期ビジョンおよび第5次五カ年計画と大きく異なるものではない。以下では、エジプト政府が最も重視している雇用創出、低所得者層の保護および社会サービス拡充について、

各政策における目標の実現可能性を検討してみることにする。

まず、雇用創出について、政府は年間75万人を達成目標に掲げたが、表2に示すとおり、2004/05年度から過去6年間における年間就業者増加数は平均して37万4000人であった。このことは、目標達成のために、これまでも増して年間約38万人の雇用を生み出す必要があることを示している。また、雇用創出目標の内訳は、近代工場新設が25万人、中小企業支援が20万人、観光振興が20万人、輸出振興が7万5000人および農業開発が7万人であった。しかし、過去の実績をみるに、雇用増に大きく貢献したのは、政府サービス業と農業・灌漑・漁業であった。つまり、政府サービス業の雇用増が今後期待できないとすれば、実現可能なのは農業開発のみである。

また、製造業・鉱業と観光・ホテル・レストラン業における雇用増の実績は、それぞれ年間3万4000人、1万8000人にすぎず、目標達成にはほど遠い。また、社会開発基金による小企業開発組織の諸事業によって、1992年から2002年に年間6万2000人の雇用が創出されたが、目標の20万人におよぶものではない⁽²⁸⁾。

エジプト政府は投資促進によって雇用創出を図っているが、外資誘致については一定の成果がある。中銀の統計によれば、対内直接投資額は2000/01年度から2004/05年度にかけて5億1000万ドルから39億ドルへと飛躍的に増加した(CBE [2006:75-76])。また、投資省の設置や税制改革の効果もあってエジプトの投資環境は改善しつつあるとの評価もある⁽²⁹⁾。ただし、直接投資は国営企業を買収する例が多いため、新たな雇用を生み出し失業を軽減するといった目にみえる成果は、今のところ限定的である。2004年に完全失業者数は223万8000人、完全失業率は10.5%に達していることから、直接投資誘致を雇用創出に結びつけることは急務である。

次に、政府のいう低所得者層の保護とは、具体的には公務員の基本給を6年間で75%から100%引き上げること、補助金政策を継続することを指す。前者に関しては、表1に示した賃金政策が継続されると思われるため、今後も基本給が毎年15%前後底上げされれば、この目標は実現されるで

あろう。後者については、これまでも削減ないし廃止が議論されたが、改革に対する国民の抵抗は強い。また、ナズィーフ首相も政権発足後、補助金の効率の運用と称する削減案を検討しており、補助金の受益者を明確にするための改革を試みている。ただし、ムバーラク・プログラムに従うならば、補助金政策は今後も維持されるであろう。

一方、社会サービスの拡充については、社会開発長期ビジョン策定時にも目標のひとつに掲げられていた。社会保険制度がカバーする層はまだまだ一部であるものの、被保険者の増加には一定の成果があった。エジプト中央統計動員局によれば、社会保険の被保険者は1995/96年度から2003/04年度にかけて459万6000人から530万2300人に増加した(CAPMAS [2005:233])。また、ムバーラク・プログラムでも、国民皆保険の達成と社会保険利用世帯の倍増、社会保障費の配分増が提示されており、ナズィーフ首相政策表明でも社会サービスの拡充が強調されている。したがって、社会保険制度の拡充は今後ともつづけられるであろう。

しかし、政府の社会保険負担額は、2003/03年度から2005/06年度にかけて41億4100万LEから50億6400万LEに増加しており、2006/07年度においてその配分は58億9800万LEであった。社会保険への予算配分は、この3年間で平均して経常支出の17%を占めており、教育費への配分が15%、国防費へのそれが10%であったことと比べても大きい(Ministry of Finance [2006b:32])。社会保険制度の拡充にともなって国家財政への負担も増加することは事実である。

また、社会保険制度の対象はおもに公務員や民間フォーマル部門就業者であり、農村労働者やインフォーマル部門就業者への制度の拡充は遅れている。今後の制度の整備・拡充によってフォーマル部門における被保険者は増加すると思われるが、農村労働者やインフォーマル部門就業者へいかに制度を拡大するかについては、現行の政策では明らかではない。インフォーマル部門をフォーマル化するための政策手段を講じ、法人税や所得税を徴収することで歳入増を図ることが、社会保障費負担増に対処する必要からも重要であろう。

おわりに

本章では、エジプトで導入された社会政策と労働政策の概要を説明し、その問題点を分析するものであった。本章で分析したように、これらの政策は社会主義時代に整えられたものが多く、社会正義の実現をめざすものであった。また、国内の低所得者層を保護する装置としてこれらの政策は今日まで長らく機能してきたが、政府活動の肥大化と大幅な財政支出をともなうものであった。ただし、財政支出をともなう政策実施にかかわらず、失業の顕在化や低生産部門への労働力の滞留、実質賃金水準の停滞の問題は避けられなかった。

現在エジプト政府は、雇用創出、低所得者層の保護および社会サービスの拡充を優先課題に掲げ、従来の国家と市民の関係を改善する諸改革を試みている。政府の政策対応に鑑みるに、補助金の供与、社会サービスの拡充および公務員基本給の底上げは、引きつづき実施されると思われる。ただし、国家財政は、補助金、人件費および国内債務利払いの3大支出によって慢性的に逼迫しており、大幅な財政支出をともなう政策を維持することは次第に困難になっている。とくに、経常支出の増加は国家財政を硬直化させ、雇用創出や貧困削減のための政策的投資を制約することになった。一方、政府・公共部門が雇用を拡大しつづけたために、その雇用吸収力は飽和状態になったが、民間の雇用成長も限定的であるために、低生産性部門に労働力が滞留することになった。財政が逼迫するなか、政府は「投資促進による雇用創出」のスローガンを掲げ、外資誘致に雇用創出の活路を見出した。外資誘致は近年実績をあげつつあるものの、失業の削減には未だ有効な効果が現れていない。したがって、外資誘致を雇用創出に結びつけることが今後の課題となっている。

現在のエジプトは、社会主義時代の遺産というべき政策が今日まで残存している。それは、社会の安定を維持する装置として機能しているが、大きな政府を残存させてしまい、国家財政と労働市場の硬直化をもたらしている。現在、ナズィーフ政権の下で経済改革が積極的に進められているが、財政と労働市場の硬直化を解き、大幅な財政支出をともなわない政策にい

かにスムーズに移行するかが、エジプトの社会政策と労働政策における今後の課題であるといえるだろう。

〔注〕

- (1) エジプトでは1939年に社会問題省が設立された際に、当時商業・工業省にあった労働事務所（1930年発足）が社会問題省の一部となった。労働省は1955年に単独に設立されてからは、労働力省、労働力・職業訓練省への再編などを経て、1996年に労働力・移民省となった。一方、社会問題省も1976年に社会保険省（1973年発足）と合併され、社会問題・保険省として一人の大臣に所轄されたが、それぞれは独立して機能してきた。つまり、社会・労働問題を所掌する官庁は、これら2つの省に分かれてきたため、本章では社会政策と労働政策を分けて議論することにする。
- (2) Egypt State Information Service, *Year Book 2005* ([http://www.sis.gov.eg/En/Pub/yearbook/yearbook 2005](http://www.sis.gov.eg/En/Pub/yearbook/yearbook%202005)) を参照されたい（2006年11月30日確認）。
- (3) The Middle East Library for Economic Services, *Social Insurance Law*, March 2003 を参照されたい。
- (4) エジプトにおいて、労働組合の結成は憲法で保障されているが、労働組合は伝統的に政府の管理下にあった。また、「非常事態法」の適用によって大規模集会やデモなどの運動を行う際には、内務省の許可が必要である。なお、統一労働法によって「平和的」ストライキが容認されたことがあるように、団体交渉に関しては自由度が高まった。
- (5) El-Ehwany, N. and H. El-Laithy, *Poverty, Employment and Policy-Making in Egypt, A Country Profile, Towards Decent Work in North Africa No.1*, ILO Area Office in Cairo, North Africa Multi-Disciplinary Advisory Team, pp.27-31 (出版年不明) を参照されたい。
- (6) Social Fund for Development, *Bridging Phase Annual Report - 2001 & 2002 -*, pp.7-10 (出版年不明) を参照されたい。
- (7) 中小企業法は、小規模事業起業のインセンティブを与え、起業に必要な諸手続きを円滑にすることによって、エジプトのビジネス環境を改善することを目的とするものである。同法では、小企業や極小企業を対象とする融資制度や起業家のための免税期間なども定められている。同法において社会開発基金には、政府機関と小企業や極小企業の間を調整する役割が与えられている。Ministry of Finance [2004 : 169] を参照されたい。
- (8) Social Fund for Development, pp.7-10 を参照されたい。
- (9) Assaad [1997 : 91] によれば、公務員の給与水準は、1951年に教育水準と年齢に応じて公務員の初任給と昇給率を規定した法律（Law of Price List of Educational Certificates of 1951）が根拠となっている。
- (10) The Middle East Library for Economic Services, *Labor Law*, January 2006 を参照されたい。
- (11) 2005年7月に民間フォーマル部門の基本給増加率は20%とされ、その増加額は30LEから120LEの範囲内と規定された。The Middle East Library for Economic Services, *Summary of a Collective Agreement with regard to Determining a*

*Special Raise to be Distributed to the Private Sector Workers at the Rate of 20% if their Wages, on 30/6/2005 in Accordance with the Provisions of Labour Law No. 12 of the Year 2003 and its Executive Decrees, Serial No. 50, 2005*を参照されたい。

- (12) ILOを中心とする国際機関は、労働組合の自由化をソーシャル・セーフティネット提唱の一環として主張してきた。すなわち、労働組合活動による被雇用者の権利を確保することによって雇用に関する社会政策プログラムを下支えすることを考えている。一橋大学経済研究所経済制度研究センター [2003: 6] を参照されたい。
- (13) このスローガンは、2004年11月にナズィーフ首相が人民議会において表明したものである。
- (14) 2005年6月に成立した統一所得税法(2005年法律第91号)では、所得税の減税(年間所得5000LE未満: 税率なし, 5000LE以上2万LE未満: 税率10%, 2万LE以上4万LE未満: 税率15%, 4万LE以上: 税率20%), 所得控除額(5000LE)と給与所得特別控除額(4000LE)の引き上げおよび法人税減税(32%の税率を20%に引き下げる。ただし、石油業および中央銀行のそれは40.55%で据え置く。)が適用された。
- (15) 1990年代以降、貿易と投資の促進を企図して、経済関連諸法の改正・制定が進められてきた。金融・資本市場の改革としては、融資法(2001年法律第16号)、新銀行法(2003年法律第88号)が施行され、金融市場が自由化・規制緩和の方向で急速に整備されつつある。一方、投資を積極的に誘致する措置として、投資インセンティブ法(1997年法律第8号)があり、特別経済区法(2002年法律第83号)、貿易促進法(2002年法律第15号)が制定された。他方、投資家や労働者の権利を守る法的枠組としては、抵当権法(2001年法律第148号)、知的所有権保護法(2002年法律第82号)、統一労働法(2003年法律第12号)などの導入があり、投資環境改善に向けてさまざまな法制度が整備されている。
- (16) Central Agency for Public Mobilization and Statistics (CAPMAS), Arab Republic of Egypt, *Quarterly Labor force Sample Survey*, 2006を参照されたい。
- (17) ILOのデータベースによれば、1990年代後半から2000年代における湾岸産油国への短期出稼ぎ労働者数は200万人前後であった。International Labour Organization, International Labour Migration Data Base (ILM) (<http://www.abetech.org/ilm/english/ilmstat>)を参照されたい(2006年11月30日確認)。
- (18) Ministry of Manpower and Migration, Cooperazione Italiana and International Organization for Migration [2003: 45-58] を参照されたい。
- (19) エジプト移民省は、1996年に大統領令第165号によって労働省と合併して労働力・移民省となった。同省は、エジプト人の外国居住の自由を擁護し、移民を促進する機関として機能している。Ministry of Manpower and Migration, Cooperazione Italiana and International Organization for Migration [2003: 29-36] を参照されたい。
- (20) 出稼ぎ外貨送金収入は、観光収入およびスエズ運河通航収入と並ぶエジプトの3大外貨収入のひとつである。輸入超過による貿易赤字の増幅によって近年経常赤字がつづいていたが、2003/04年度第2四半期から経常収支は黒字に転じ、それ以降黒字幅は増加している。
- (21) IMF発行の*International Financial Statistics Yearbook*各年版から筆者推計。2000年から2004年における国内総固定資本形成の対GDP比率は平均して17.5%と

- 低く、1990年代以降長期的に資本蓄積が減退している。
- (22) 近年のエジプト経済における総要素生産性（TFP）成長率を推計した Kheir-El-Din, Hanna and H. El-Laithy [2006 : 4-5] によれば、2000/01年度から04/05年度にかけて労働生産性の成長率は1.993%であったのに対し、TFPの成長率は0.782%であり、1990年代と比較して改善がみられた。ただし、長期的にはTFPの成長率は変動しており、持続的な成長軌道に乗っているとはいえない。
- (23) 1970年代半ばから80年代前半に、オイル・ショックによって石油価格が高騰し、農業労働者や建設労働者などの未熟練労働者が湾岸産油国に大量に出稼ぎに行った。ピーク時の出稼ぎ労働者数は年間190万人にも達した。1980年代半ば以降になると石油価格が低迷したために、出稼ぎ労働者数は減少し、年間150万人ほどになった。また、1991年の湾岸戦争勃発によって多くの出稼ぎ労働者が帰国したが、2000年代には年間約200万人の水準で落ち着いている。
- (24) 2004年における農村人口比率は、エジプト全体で58.4%、上エジプトでは70.0%、下エジプトで72.5%であった。依然として多くの人口が農村に居住している。UNDP [2005 : 218, 227-228] を参照されたい。
- (25) 本章では、インフォーマル部門就業者とは、事業所外で働く労働者および従業員5人未満の小規模事業所で働く労働者を指す。El-Ehwany, N. and H. El-Laithy, *Poverty, Employment and Policy-Making in Egypt, A Country Profile*, pp.7-8 (出版年不明) を参照されたい。
- (26) Ministry of Planning, *The Fifth Five-Year Plan for Socio-Economic Development (2002-2007) & First Year* (出版年不明) を参照されたい。
- (27) 2004年7月に発足したナズィーフ内閣は、新たな政策として「発展のための10大プログラム」を同年12月に発表した。Government Statement to the People's Assembly, Dr. Ahmed Nazif, the Prime Minister, December 2004 (www.idsc.gov.eg/Egypt/Gov/Gov_Statement_final_e.pdf) を参照されたい (2006年11月30日確認)。また、2006年1月にも同声明を踏襲した政策を発表した。Government Statement to the People's Assembly, Dr. Ahmed Nazif, the Prime Minister, January 2006 (www.idsc.gov.eg/Egypt/Gov/Government_Policy_Statement2006_e.pdf) を参照されたい (2006年11月30日確認)。
- (28) Social Fund for Development, pp.7-10 を参照されたい。
- (29) UNCTAD が世界各国の対内直接投資のパフォーマンスをランキングしたところによれば、エジプトは1990年から2004年にかけて14から108(指数)に急上昇した。近年エジプトの投資環境は大きな改善をみせ、韓国(109)、オマーン(110)、トルコ(111)、インド(112)などを上回るようになった。UNCTAD, *World Investment Report 2005 : Transnational Corporations and the Internationalization of R&D, Country fact sheet : Egypt* (<http://www.unctad.org/fdistatistics>) を参照されたい (2006年11月30日確認)。

【参考文献】

〈日本語文献〉

伊能武次 [2001] 『エジプト 転換期の国家と社会』 朔北社。

- 一橋大学経済研究所経済制度研究センター（責任編集 寺西重郎）[2003]『アジアのソーシャル・セーフティネット』勁草書房。
- 平田富太郎・佐口卓編 [1991]『三訂 社会政策講義』青林書院，青林講義シリーズ。
- 山田俊一 [2003]「第8章 エジプトの為替レート制度」三尾寿幸編『金融政策レジームと通貨危機：開発途上国の経験と課題』アジア経済研究所，研究双書 No.535。
- 山田俊一編 [2005]『エジプトの開発戦略と FTA 政策』アジア経済研究所，研究双書 No.542。

〈外国語文献〉

- Assaad,R. [1997] “The Effects of Public Sector Hiring and Compensation Policies on the Egyptian Labor Market,” *The World Bank Economic Review*, Vol.11, No.1, January, pp.85-118.
- Central Agency for Public Mobilization and Statistics (CAPMAS), Arab Republic of Egypt [2005] *The Statistical Yearbook 2004*, June.
- Central Bank of Egypt (CBE) [2006] *Monthly Statistical Bulletin*, Volume No.(110), May.
- Economic Research Forum (ERF), Egypt and Institut de La Méditerranée (IM), France [2004] *Egypt Country Profile: The Road Ahead for Egypt*, Cairo: Economic Research Forum for Arab Countries, Iran and Turkey, December.
- El-Ghonemy, M. R. [2003] *Labor and the State in Egypt in the Twenty-First Century: Challenges for Development*, London and New York: RoutledgeCurzon Taylor & Francis Group.
- Genena, H., [2004] *MFN Tariff Structure Revamped: Egypt-Economics*, EFG-Hermes, 9 September.
- International Monetary Fund [2006] *Arab Republic of Egypt: 2006 Article IV Consultation – Staff Report; Staff Statement; Public Information Notice on the Executive Board Discussion; and Statement by the Executive Director for the Arab Republic of Egypt*, IMF Country Report No. 06/253, July.
- Kheir-El-Din, Hanna and H. El-Laithy [2006], *Growth, Distribution and Poverty in Egypt: An Assessment, 1990/91-2004/05*, A conference organized by The Egyptian Center for Economic Studies, November 21-22.
- Ministry of Finance [2004] *Egyptian Economic Monitor*, Vol.1, No.2, December.
- [2006a] *The Financial Monthly*, May.
- [2006b] *The Financial Monthly*, December.
- Ministry of Manpower and Migration, Cooperazione Italiana and International Organization for Migration [2003], *Contemporary Egyptian Migration 2003*, Ministry of Manpower and Migration, Cairo: Egypt.
- Posusney, M. P. [1997] *Labor and the State in Egypt*, New York: Columbia University Press.
- United Nations Development Plan [2005] *Egypt Human Development Report 2005, Choosing Our Future: Towards a New Social Contract*, UNDP and The Institute of National Planning, Cairo: Egypt.